規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
規制の名称	建築基準適合判定資格者検定の受検要件の見直し(建築基準法第5条第3項及び第77条の58関係)
規制の区分	規制の緩和
担当部局	国土交通省住宅局建築指導課、参事官(建築企画担当)付
評価実施時期	令和5年3月2日
規制の目的、内容及び必要性等	我が国における人口減少や高齢化の進展等を背景に、近年では、建築行政の執行体制を巡り、建築主事の高齢化の進展や将来的な担い手不足の懸念の高まりが生じており、建築行政の執行体制の維持が困難となることが予測されることから、建築基準適合判定資格者検定の受検要件の見直しを行う。具体的には、A)建築基準適合判定資格者検定の受検要件である、建築行政等に関する2年以上の実務経験について、受検要件から除外し、国土交通大臣の登録に係る要件として位置付けるB)二級建築士が設計等可能な小規模建築物に係る建築確認等については、二級建築士試験合格者を対象とする検定に合格し、建築行政等に関する2年以上の実務経験を有した者として国土交通大臣の登録を受けた者から任命された建築副主事等が行うこととする。

直接的な費用の把握	
	A) 2年以上の実務経験に関しては、従来から受検要件として定められており、建築主事になるための遵守費用は変わらない。 B) 建築基準適合判定資格者検定の受検要件を一級建築士試験合格者から二級建築士試験合格者に拡大し、特定行政庁等において建築確認等の事務を 行うことができる機会を広げるものであるが、建築副主事になるための遵守費用については、従来の建築主事になるための遵守費用と変わらない。
(行政費用)	A) 改正後には、検定合格者の実務経験の有無のみを確認することとなるため、行政費用は軽減すると見込まれる。 B) 改正後には、二級建築士試験合格者を対象とした建築基準適合判定資格者検定の実施及び登録に係る事務を行うこととなるため、これらに係る行政費用の増加が見込まれる。具体的な費用については、受検申込者数によって変動するため、一概には言い難いが、実費を勘案した受検手数料及び登録手数料を収受する予定であり、行政収入の増加も見込まれることから、行政に過度な負担が生じるものではないと見込まれる。
直接的な効果(便益)の把握	若年世代の建築基準適合判定資格者の早期かつ確実な確保を図ることが可能となるとともに、建築行政を支える建築基準適合判定資格者検定の合格者数が増加することから、将来に渡って建築行政の執行体制を確保することが可能になると期待できる。
副次的な影響と波及的な費用の把	建築行政の執行体制が確保されることが期待されることから、建築物の建築等に関する行政手続きが円滑に進むことが想定される。
費用と効果(便益)の関係	当該規制緩和は、以下のとおり、効果(便益)が費用を上回ると考えられることから妥当である。 ・遵守費用については変化がないこと ・行政費用については、A)の改正に関しては軽減が見込まれ、B)の改正に関しては増加が見込まれるものの、受験手数料等を収受することで過度な負担とならないと見込まれること ・建築行政を支える建築基準適合判定資格者が増加し、将来にわたって建築行政の執行体制を確保することが可能になると見込まれること
代替案との比較	代替案として、一級建築士試験合格者を対象とする建築基準適合判定資格者検定について、二級建築士試験合格者であっても受検することができることとすることが考えられるが、以下のとおり、代替案は、規制緩和案に比して行政費用が高く、建築基準適合判定資格者検定で本来求めている審査能力を有する合格者数の増加が一定の範囲に留まることを踏まえれば、期待される効果も限定的と考えられることから、当該規制緩和案が妥当である。 ・効果は、一級建築士の業務範囲に関する問題が出題されるため、合格者数の増加は一定の範囲に留まり、限定的と考えられる。 ・費用は、登録者の確認する規制緩和案と異なり、受検申込時に受検者全体の実務経験の有無を確認することから、より高い行政費用が発生する。 ・二級建築士が自ら設計等を行うことができない大規模建築物の審査を行うこととなるため、建築基準適合判定資格者検定の合格者に本来求められる審査能力が担保されないおそれがある。
その他関連事項	特になし。
事後評価の実施時期等	施行から5年後に事後評価を実施する。
備考	